

日連 9 第 4 3 7 号

(総 2 第 4 1 号)

平成 9 年 8 月 2 1 日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会

会長 森 金 次 郎

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、租税回避について

(諮問の趣旨)

租税回避は、脱税と異なるとされていますが、節税の範疇にも含まれないと解されています。しかし、節税と租税回避の限界は必ずしも明確ではなく、結局は社会通念によって決めざるをえないとされています。この社会通念が課税庁と税理士との間において大きく異なっています。

税理士のなかには、税法に否認規定がなければ租税法律主義に反しないとして、租税回避ともいえる税務相談を行う者さえ見受けられます。これに対して、課税庁は否認規定の有無にかかわらず、租税負担の公平に反するものは租税回避として規制若しくは否認する法令を立案し、又は通達等の取扱いを設けてきました。

法令においては、「取得価額による課税の特例（相続開始前 3 年しばりの評価）」等が、取扱いにおいては「土地保有特定会社」等が税務相談の後に設けられ、そのために税理士の信頼度が影響を受けた点もあります。

なお、「取得価額による課税の特例（相続開始前 3 年しばりの評価）」については、大阪地裁で課税庁が敗訴し、当該法令を廃止した経緯があります。

これらを踏まえると、租税秩序の維持のためには租税回避の概念を確立させる必要があると考えられます。

そこで、租税回避について、理論のみではなく具体的な行為又は計算等も含めての検討を貴審議会にお願いすることとしたものであります。